

平成 19 年 7 月 13 日

各関係機関の長 殿

国立大学法人静岡大学
学長 興 直 孝

本学教職員に対する兼業等回答文書の省略等について（通知）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本学の兼業等手続きに関してご協力いただきありがとうございます。

さて、本学教職員の兼業等に関しては、これまで学長名により「差し支への有無」の回答文書を送付しておりましたが、この度、事務の効率化・簡素化のための見直しにより、平成 19 年 8 月 1 日以降は、差し支えない場合には、原則、回答文書を省略させていただきますので、ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、依頼側機関において事務処理上回答文書を必要とする場合は、依頼文書にその旨を明記願います。

最後に、本学教職員が許可なく兼業等に従事することはできませんので、本学教職員に兼業等を依頼する場合には、必ず学長宛に依頼状をお出しくださるよう、重ねてお願い申し上げます。

【本件連絡先】

〒422 -8529 静岡県静岡市駿河区大谷 8 3 6

国立大学法人静岡大学

総務部人事・労務チーム職員担当

電話 054 -238 -4419

FAX 054 -238 -4268

本件送付先

各国立大学法人
大学共同利用機関法人各機構
静岡県公立大学法人
静岡県内各私立大学
静岡県内各種学校
放送大学学園